

2018年10月12日

お客様へ

現金による外国送金の取扱終了と口座振替による外国送金取引に関する留意点について

当行は、「外為法」や「犯罪収益移転防止法」のほか、「米国OFAC規制」など各国経済制裁関連法令に基づく「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策」を強化するため、下記のとおり対応を行います。外国送金を行われるお客様におかれましては、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱変更日:2018年11月12日(月)より
2. 受付を終了させていただく外国送金取引について
 - (1)現金(円貨・外貨)を原資とする外国送金のお取引
(現金には、ご依頼日の直前に口座に入金された現金を含みます)
 - (2)当行に口座を保有されていないお客さまの外国送金のお取引
3. 口座振替による外国送金取引に関する留意点について
 - (1)外国送金の代り金、手数料のお支払につきましては、依頼人ご本人さま口座からのお振替とさせていただきます。
 - (2)当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合(ご依頼日の直前に他行から送金原資をお振込みされた場合など)は、送金原資を確認できる他行口座のお通帳などのご提示をお願いする場合がございます。
4. その他
 - (1)外国送金のお手続きにあたり、送金理由や送金の相手方などが記載された確認資料(契約書、注文書、インボイス、見積書、船積書類など)の提示をお願いする場合がございます。
 - (2)送金内容によって確認資料をご提示いただけない場合やお取引の内容を確認させていただいた結果によっては、当行の判断により受付をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上

